

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の 事業評価について

令和2年度の酒田市地域公共交通会議にてご協議いただいた、「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」について、別紙のとおり事業評価を行うものです。

1 事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」及び「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」に基づき、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価を行い、当該評価の結果を地方運輸局に報告するとともに、公表することとされております。

2 令和2年度実施内容

UD タクシーの導入 3台（酒田第一タクシー株式会社）



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 4年 3月 日

協議会名: 酒田市地域公共交通会議

評価対象事業名: 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
酒田第一タクシー株式会社	UDタクシー車両3台導入	<p>【前回の評価結果】 バリアフリー化設備等整備事業(令和2年1月27日)では11台の導入目標に対して10台の導入</p> <p>【評価結果の反映状況】 多様な利用者の円滑な移動を可能にするため、ユニバーサルデザインタクシー等の導入推進を図る。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A UDタクシー車両を3台導入したことで、酒田市内の福祉タクシー車両台数が、目標の34台を達成し、車いすやストレッチャー利用者の移動の円滑化が図られた。	計画どおり事業が実施され、利用者の移動の円滑化・利便性の向上が図られたことから、引き続き事業を進める。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和2年 7月21日
(名称) 酒田市地域公共交通会議
会長 矢口 明子

1. 生活交通改善事業計画の名称
タクシー事業者福祉車両導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
身体障害者や高齢者、妊産婦などの一般タクシーでは移動が難しい方が、安心して公共交通を利用できる環境を整備することは、地域生活を営む上で欠かせないことである。 そうした中、ドア・ツー・ドアの公共交通機関であるタクシーのバリアを解消していくことは、移動困難者の外出を支える取組として重要である。 地域における福祉タクシーへの需要も増えており、それらに対応するためにもタクシー事業者が積極的に福祉タクシー車両を導入する必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
酒田市内のタクシー車両数は135台であるが、そのうち、福祉タクシー車両は31台であるため、福祉タクシー車両の比率は23.0%である。 令和4年度までに、市内福祉タクシー車両運行台数を34台以上とすることを目標とする。
(2) 事業の効果
リフト、スロープ又は回転シート付き福祉タクシー車両（UDタクシーを含む）を導入することにより、車いすやストレッチャー利用者の移動の円滑化が図られるとともに、公共交通利用者の増加に寄与する。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容) ※具体的に記載すること。 UDタクシー車両の導入 3台：酒田第一タクシー株式会社
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 酒田第一タクシー株式会社 身体：普通旅客運賃 1割、知的：普通旅客運賃 1割、精神：普通旅客運賃 設定なし
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 11 条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。

指定地域に該当しない。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和 2 年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー 車両の導入	9,100 千円	1,800 千円	千円	千円	7,300 千円
	100%	19.8%	%	%	80.2%

令和 3 年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー 車両の導入	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和元年度				令和 2 年度				令和 3 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
UDタクシー車両 の導入												
					UDタクシー 3 台 交付決定後着手							
					●————●							
					3 月 31 日完了							

7. 協議会の開催状況と主な議論

・事業内容については、本年度中に開催（令和 2 年 9 月頃開催予定）する、本市地域公共交通会議において、計画の概要について説明し、協議のうえ合意を図ることとしている。

8. 利用者等の意見の反映

※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。

特になし。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	※別紙「酒田市地域公共交通会議委員名簿」のとおり
関係市区町村	
交通事業者・交通施設管理者等	
地方運輸局	
その他協議会が必要と認める者	

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 酒田市本町二丁目2番45号

(所 属) 酒田市企画部都市デザイン課

(氏 名) 阿部 吉成

(電 話) 0234-26-5756

(e-mail) kotu@city.sakata.lg.jp

酒田市地域公共交通会議委員名簿

(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

役職	所属・職名	氏名	要綱規定	
会長	酒田市副市長	矢口 明子	1号	市長が指名する者
副会長	庄内交通株式会社代表取締役社長	村 紀明	2号	一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
	庄内交通株式会社専務取締役	本山 経一	3号	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
	一般社団法人山形県バス協会会長	伊藤 一郎	4号	山形県バス協会が指名する者
	一般社団法人山形県ハイヤー協会 酒田支部	山崎 正人	5号	山形県ハイヤー協会が指名する者
	酒田市自治会連合会会長	阿部 建治	6号	市民又は利用者の代表
	酒田市地区自治会連合会会長	佐藤 俊次		
	八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	長谷川 裕		
	松山地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	後藤 吉史		
	平田地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	佐藤 力		
監事	酒田市老人クラブ連合会会長	梨本 利雄		
監事	特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会理事長	佐藤 健治		
	国土交通省東北運輸局山形運輸支局 首席運輸企画専門官	関澤 真	7号	国土交通省東北運輸局 山形運輸支局
	私鉄庄内交通労働組合書記次長	屋代 高志	8号	私鉄庄内交通労働組合
	酒田警察署署長	大場 昌治	9号	酒田警察署
	国土交通省東北地方整備局酒田河川 国道事務所道路管理課長	米塚 善昭		道路管理者
	山形県庄内総合支庁建設部道路計画課長	澤井 敏昭		道路管理者
	酒田市建設部長	藤井 昌道		道路管理者
	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課 連携支援室室長	齋藤 真朗		山形県地域公共交通活性化再生協議会地域別部会
副会長	東北公益文科大学学長	神田 直弥		学識経験者
	酒田市健康福祉部福祉課長	柿崎 宏一		その他必要と認める者

酒都デ発第 218 号

令和 4 年 3 月 16 日

酒田市地域公共交通会議 委員 様

酒田市地域公共交通会議

会長 矢口 明子

(公 印 省 略)

令和 3 年度第 2 回酒田市地域公共交通会議（書面協議）の結果について（報告）

地域公共交通行政につきましては、日ごろ、格別な御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月 1 日付けで書面により開催しました標記会議の結果について、下記のとおり承認されました。別添のとおり国土交通省東北運輸局山形運輸支局あて報告しておりますので、お知らせいたします。

記

1 協議結果

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の事業評価について

◆委員 21 名中 21 名が同意 原案のとおり承認されました。

※ 委員の過半数の同意が得られたので、酒田市地域公共交通会議設置要綱第 7 条第 5 項に基づき承認されたものとします。

■問合せ先 [事務局]

〒998-8540 酒田市本町二丁目 2 番 45 号

酒田市企画部都市デザイン課地域公共交通係

TEL:0234-26-5756 FAX:0234-26-6482 担当：成澤

E-mail: kotu@city.sakata.lg.jp

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 4年 3月16日

協議会名: 酒田市地域公共交通会議

評価対象事業名: 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
酒田第一タクシー株式会社	UDタクシー車両3台導入	<p>【前回の評価結果】 バリアフリー化設備等整備事業(令和2年1月27日)では11台の導入目標に対して10台の導入</p> <p>【評価結果の反映状況】 多様な利用者の円滑な移動を可能にするため、ユニバーサルデザインタクシー等の導入推進を図る。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A UDタクシー車両を3台導入したことで、酒田市内の福祉タクシー車両台数が、目標の34台を達成し、車いすやストレッチャー利用者の移動の円滑化が図られた。	計画どおり事業が実施され、利用者の移動の円滑化・利便性の向上が図られたことから、引き続き事業を進める。